The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	珠江デルタの集落と「村」 : 清末の南海県と順徳県
Author(s)	片山, 剛
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1994, 28, p. 1-30
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48062
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

珠江デルタの集落と「村」

——清末の南海県と順徳県——

片山　剛

はじめに

中村治兵衛氏は、日本における中国集落史、とくに農村の集落である村落史の研究を回顧し、研究の多くは歴代王朝の村落制度に関するものであり、集落そのものに関するものは乏しいことを指摘した。このうち、明清時代については、①一九三五年以降に里甲制・保甲制・郷約等、村落制度の研究が始まり、四五年以降に地方志を用いて、村落制度と集落との関係をも解明する研究へと進んでいったこと、②ただし、地方志中の集落を示すと思われる語（村・荘・社・里・邨・圩など）が、果たして「住民の最底（ママ）の居住単位なのか、社会生活をおくりうる単位なのか」、必ずしも自明ではないこと、また、「個々の地方志は、編纂方法と年代を異にするばかりか、地域と慣行も違うため」、これらの語の個別用例を普遍化するのは危険なこと、等々、総じて集落そのものの実体を研究する必要性は大きいが、しかし、それがきわめて困難なことを指摘した。(1)

近年、中国本土での実地調査が可能となり、歴史学を含む諸学によって、農村集落に関する報告・研究も増え始めている。しかし現在に至るも、上記の問題は解決されていない。本稿が対象とする珠江デルタの場合も、仏山のような都市と呼び得る大「集落」群（本稿における「集落」の概念に関しては注(10)、参照）について、若干の個別的成果を得ているのを除けば、ほとんど手付かずの状態である。(2) そして、「村」や「郷」などの最も基本的な史料用語について、その実体を検討しないまま、或いは検討できないまま、〝農村社会の研究〟が、筆者を含めて行なわれてきた。(3) 幸い、八九～九一年、筆者は実地調査を行ない、当地域の集落に関する知見を得ることができた。(4) その結果、従来、集落に関する基礎的知識の欠落により、十分活用されなかった文献史料にも、照明をあてることが可能となった。そこで本稿では、当地域の集落とその結合体、及びこれらと村落制度との関係について、実地調査と文献研究とによって得られた成果の一部を提示して、この方面の研究の第一歩としたい。なお、時期としてはその前後に渉ることもあるが、主に清末を、地域としては順徳県にも言及するが、主に南海県を対象とする。

第一節　村（そん）と集落

最初に、題目に掲げた「村」について説明しよう。清末の南海・順徳両県では、県以下を統治するための体系のひとつとして、「県・都（後代は巡検司など）・堡・村」の体系があった（以下、「堡・村」体系と呼ぶ。南海県について、表1、参照）。(5) この体系の目的、整備・強化されてくる時期等々については、管見では専論がなく、現在でも不明な点が多いが、後段において「村」との関連で若干論及することにしたい。ここでは、第一に、題目に掲げた「村」は、上記体系中、堡の下部単位である「村」を指して用いていること（以下、鈎括弧をはずして、村

表1　清末、南海県の「県―捕属・主簿・巡検司―堡」系統

巡検司等	所属の堡名
捕　属	（県城とその周辺。省　略）
九江主簿	九江　大同　沙頭　河清　鎮涌
金利　司	恩洲　草場　黄岡　豊岡　麻奢　上白石　下白石　桃子
三江　司	大欖　金紫　駱村　山南　沙凡
神安　司	泌沖　梯雲　扶南　塩歩　大歴　平地　黄竹岐　大通
黄鼎　司	豊寧　興賢　緑潭　大富　西隆　大江　張槎　沙堤　上豊華　下豊華　大圃　鼎安　登俊　土爐　上囲
江浦　司	先登　海舟　登雲　簡村　伏隆　丹桂　磻溪　百滘　上金甌　下金甌　吉利　鼇頭　龍津　雲津
五斗口司	平洲　深村　仏山　疊滘　夏教　林岳　季華　蟠岡　溶洲　魁岡

出所：宣統『南海県志』巻三・輿地畧二、都堡。

なお、白石、豊華、金甌の三堡は、各々堡域が他堡によって分断されている。金利・神安・三江・黄鼎・江浦の各巡検司は洪武三年設置。五斗口巡検司は景泰三年設置。九江主簿は乾隆五十一年設置（主簿の管轄域は、主簿設置以前は江浦巡検司の管轄）。

と呼ぶ[6]、第二に、村は、「堡・村」体系という国家的統治体系の中の一単位であり、この意味で行政村としての性格を有していること（この点については本節(5)以下で論及する）、この二点をまず述べておきたい。しかし、村には下から自生的に形成・展開されてくる側面も認められる。そこで本節では、この点を含め、村についての初歩的な紹介と検討とを行なうことにしたい。主な史料は、宣統『南海県志』巻三・輿地畧二、都堡（以下、「宣統南海志・都堡」と略す）、咸豊『順徳県志』巻三・輿地畧、村（「堡所属村」との項目付けも見える。以下、「咸豊順徳志・村」と略す）、および民国『順徳県志』巻一・輿地畧、分区縁起（以下、「民国順徳志・分区」と略す）等である。なお、異なる県の村を同一に扱うのは、後述のごとく問題があるが、ここでは共通する側面を中心にする。

(1) 村のサイズ

南海県の場合、最大の村は、ひとつの堡がそのまま一個の村となっている仏山堡＝仏山村である。「大村」と自称し、[7] 民国十年（一九二一）には人口が三〇万を越えていた（民国『仏山忠義郷志』巻一・輿地畧、街道）。小規模の村としては、すでに廃滅過程にあるが、沙凡堡の梁海辺村が紹介されている。光緒初年、梁姓の人家が四～五軒、男女合計の人口が十数人であった。ただし、宣統南海志・都堡の編纂時には廃れてしまっている。順徳県の場合、サイズの大きい村は、やはりひとつの堡がそのまま村となっている三個の堡、すなわち、県城たる大良堡＝大良村、龍山堡＝龍山村、龍江堡＝龍江村である。このうち龍山堡は、宣統年間には人口五万を越している（民国『龍山郷志』巻一・輿地畧一、疆域）。小さいものとしては、昌教堡の人家数十軒の江逵村が紹介されている（咸豊順徳志・村、昌教堡の条、按語）。このように、人口が十数人のものから、数万～数十万人のものまで、村のサイズは多様である。したがって、戸数・人口数の面から、そのサイズについての一定の基準を求めることは困難である。そして、そのサイズについての国家的規定は存在しない、或いは仮に存在していても、現実には何らの影響を与えていないと言えよう。サイズの多様さは、立地条件を含む地域的諸条件の相違に規定されつつ、村が下から自生的に形成・展開されてくることと関係しよう。

(2) 村の下部単位

右に紹介した梁海辺村のごとき小規模な村が存在することを考えれば、すべての村に下部単位があるとは言えまい。しかし、下部単位のある村を考察することによって、村の性格をより明瞭にすることができよう。さて、宣統南海志・都堡、麻奢堡の条、正規の段（「正規」の意味については、第三節、参照）は、譚許橋村をあげ、そこに、

「譚許橋〈内は隔橋・濂渓・潭辺の三社に分かつ〉」（〈　〉内は、原史料の割注を示す。以下、同じ）とある。すなわち、譚許橋村は三社から成ることがわかる。また、仝、扶南堡の条、正規の段は、鍾辺村をあげる。その按語に、「按ずるに、道光志に村有りて寺前と曰ひ、藍田と曰ふは、乃ち鍾辺内の一坊にして、郷名に非ざるなり」とある。すなわち、道光南海志は、扶南堡の村として寺前や藍田をもあげていた。しかし、これらはいずれも鍾辺村を構成する坊の一つであり、郷名＝村名ではないと言う。[8] その数は不明であるが、鍾辺村が複数の坊から構成されていることが判明しよう。二例のみを紹介したが、順徳県の事例をも含めて検討すると、小規模の村を除き、一般的には、複数の坊（或いは社）によって一個の村が構成されていると推測される。[9]

(3)　坊と集落

村の下部単位として、最初に坊を紹介し、それが集落と呼び得るか否かを検討したい。[10] 民国『龍山郷志』巻一・輿地畧一、里・社の条、按語（八葉表）は、里・巷・坊・街・路などの語が、人々の「居る所」（「居住区画」と呼んでおく）を指す語であることを記す。かような意味を有する里・巷・坊等については、以下、「里巷」の語に代表させて記述することにしたい。ただし、実地調査において、坊のサイズは、一般に里や巷よりも大きいと聞いた（『報告書』頁三三〇）。一九五四年刊『南海煙橋何氏家譜』所載の「南海煙橋郷図」は、南海県鎮涌堡煙橋村の村図である。煙橋村は何姓のみから成る単一宗族村であり、この図を見るかぎり、該村全体を単一の集落と見做すことも可能な景観となっている。ところで、この図の中に、「一巷、二巷、三巷、四巷」という、小路沿いの家屋列が四個あるが、これらを統括する形で「鎮北坊」と図示されている。坊が巷よりも大きい一例である。ただし、坊に統括されていない比較的大きい巷もある。したがって、里巷のサイズも多様といえよう。

図１　順徳県第九区（旧白藤堡属）の馬滘村と霞村坊

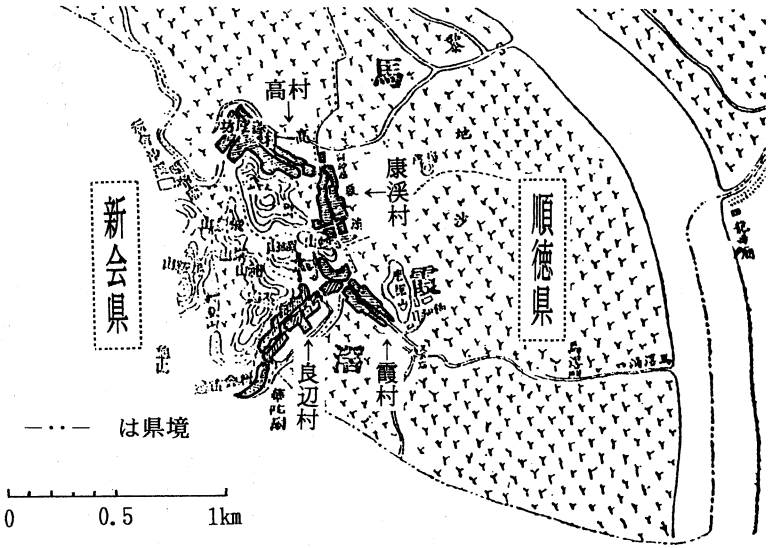

出所：民国『順徳県志』付録の第九区図（部分）

○高村・康渓村・霞村・良辺村の間の居住部分の境界はあまり明瞭ではない。

○高村内の一部と推定される箇所に、「□厚坊」（一字判読不能）の文字が見え、高村が複数の里巷から成ることを推測させる。また、良辺村内の一部と推定される箇所に、「中約」の文字が見える。

さて、民国『龍山郷志』巻一・輿地畧一、里・社の条から、里巷が、龍山堡＝龍山村の「埠」（他堡の村に相当するレヴェル）の下部単位となっていることが判明する。ただし、龍山では、里巷と里巷とが、また、埠と埠とが隣接ないし近接しており、景観の面から、各里巷を一個の集落と見做すべきか、それとも集落内の一部分の居住区画と見做すべきか、直ちに結論できない。

次に、具体例から検討しよう。民国順徳志・分区、第九区の条は、該区の村として霞村をあげ、これに割注を付して次のように言う。すなわち、第九区の村である馬滘村（以前は白藤堡属）は、咸豊志段階では、四個の単位（原文は「四村」）[11]、すなわち、高村（高姓）・康渓村

（梁姓）・霞村（高姓）・良辺村（黎姓）から構成されていた。しかし、咸豊志から民国志の間に、霞村が村として独立した、と。また、民国順徳志付載の第九区図を見ると、各単位は、北から高村・康渓村・霞村・良辺村の順に連接、ないし近接している（図1、参照）。そして、景観からは、この四単位の各々を、集落と見做すべきか、それとも列状に並んだ一個の集落の一部と見做すべきか、判断がつかない。そこで、さしあたり、各単位を家屋列群と呼んでおく。ところで、『広東省順徳県馬寧司白籐堡馬滘郷霞村坊・高氏康川祖家譜』[12]には、高姓について「本籍は広東省順徳県馬寧〔巡検〕司白籐堡馬滘郷霞村坊なり」とある。本家譜は後代の抄本であるが、この本籍は、その表示の中に、巡検司・堡が登場することから、区制導入以前、すなわち光緒末年以前のものと推測できる。そして、「馬滘郷霞村坊」とは、霞村が馬滘村の一坊であること、つまり霞村がまだ独立していないことを示す。

以上の諸点を、次のように整理できよう。実体としては一個の家屋列群である霞村は、以前は馬滘村を構成する一単位であり、この時には霞村坊と称していた。しかし、その後、村として独立した結果、坊の字が取れ、霞村と称するようになった、と。つまり、第一に、ここでの坊という名辞は、一個の家屋列群という実体を指すためではなく、村の下部単位という相対的関係を指すために用いられている。第二に、上記の意味の坊の字を冠する一個の家屋列群は、村の下部単位に位置していても、加えて、村内の他の家屋列群と地理的に近接していても、村として独立する可能性をもった存在である。したがって、かような一個の家屋列群は、たんに地理的に近接しているという次元の「人家の集合」ではなく、村内の他の家屋列群に対する一定の自立性（＝一個の家屋列群としてのアイデンティティ）を有する存在と言えよう。この意味で、かような一個の家屋列群は、景観上は他の家屋列群との境界の弁別が困難であっても、社会的結合（＝アイデンティティ）の面から弁別が可能な一個の集落と見做すことがで

写真1　社

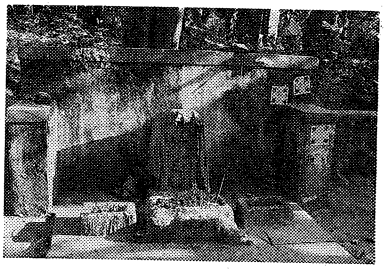

順徳県龍江鎮南坑管理区一埠の仁厚社（小社）

写真2　土地公

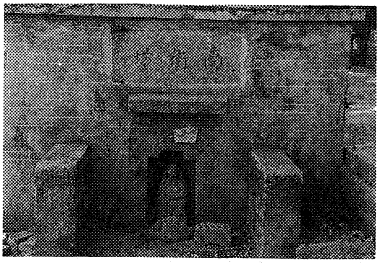

順徳県龍江鎮南坑管理区南街坊

きよう。[13] 第三に、図1の高村の□厚坊の如く、霞村という集落の内部には複数の坊（居住区画）が存在する可能性がある。すなわち、坊の語には、ある特定の居住区画そのものに固有な名辞である場合と、一定の自立性をもつ集落のうち、村の下部単位に位置するものに付せられる名辞である場合とがあることが判明しよう。[14] 以下では、後者の意味で「坊」の語を用いることにしたい。

(4)　社と坊

次に社であるが、社の実体を具体的に記述した史料はほとんどない。そこで、実地調査の知見から紹介しよう。社は社稷壇（非人格神。写真1）を指し、社公とも呼ばれる。また、社に類似するものとして土地公がある（写真2）。これは人格神であるが、現実には、土地公を社公と呼ぶ場合もあると聞く（『報告書』頁五〇五。以下、土地公を社に含めて記述する）。社を拝むことに関しては、とくに制約はなく、誰でも、どの集落の人でも拝める。この意味で開放的な性格をもつ。ただし、農民各自は自己がどの社に帰属するかを明確に認識しており、複数の社に二重に帰属することはない。[15] したがって、一個の社に帰属する人家を弁別することは可能である。また、実地調査では、某坊を指して某社と呼ぶことがあると聞いた（『報告書』頁三三七、三九五）。これは、一個の坊が同一の社に帰属する人家の社会的結合体であることを示唆しよう。[16]

そこで、社が築かれる場とその役割とについて、少ない文献史料の中から、一例を紹介しておこう。以下は、順徳県において、「承平」の時期（康熙・雍正・乾隆期を指すであろう）に開発が進展し、その結果、村が増加した理由を述べたものである。「蓋し、承平久しければ則ち生聚多となり、所在の荒磽遂に漸く闢かれて徙り分かる。但かに数十家の一区に聚処せるものなるも、自ら保甲を設け、自ら枌社を築きし者は、即ち別に一名を著け、戸籍亦た別に編造を為さしむれば、転盻に生齒繁盛し、公然たる聚落となればならん」[17]。すなわち、最初は、たんなる「人家の集合」状態にすぎず、人家の間に組織的な共同活動はない。しかし、この状態と一線を画すのは、自立的かつ組織的な外敵防御・治安維持体制（＝保甲）の形成と枌社＝社稷壇の建設である。そして、ここに至ったものは、県側が村と認定し、「戸籍」[18]を作らせる。そうすると〔その村の安全性は一定水準以上となるためであろうか〕、人口が増加して立派な集落になる、と言う。ここで、社稷壇建設の意義は、組織的共同活動を支えるべく、住民の間の精神的紐帯を創出して、集落を形成することにあると言えよう[19]。

以上より、坊・社を、南海・順徳両県における、近接する人家の間に成立する地縁的な社会結合のうちの最小単位＝集落と性格づけることができよう。そして、村は、かような社・坊の単一体、ないしは複数の結合体と言えよう。その他、坊や社については、紹介・検討すべき点もあるが、紙幅の関係で、次の機会に譲ることにしたい。

(5)　清末順徳県の「堡・村」体系

清末の順徳県における、「堡・村」体系の目的や村の概念内容に関しては、史料によって比較的明らかにできる。南海県との対比上、最低限必要なことを、以下、簡単に紹介したい。咸豊順徳志・巻三・輿地畧、図（「図所属堡」）、按語（十三葉表）は、税糧徴収機構である「都・堡・図・甲・〔総〕戸・爪」の図甲制の体系（以下、図甲制と呼

ぶ。注(5)、参照）とは別個に、「都・堡・村（保）・甲・戸・人」の体系[20]によって、保甲制を行なうことを述べる。すなわち、第一に、「堡・村」体系は全県的な保甲制＝外敵防御・治安維持の体制[21]を構築するべく、村をその一環に位置付けている。なお、甲と戸とは、二個の体系にいずれも登場する用語であるが、その概念内容は異なる。第二に、本節(4)で紹介したごとく、順徳県では、外敵防御・治安維持を自立的かつ組織的に行なう基本単位として、村を想定している。第三に、咸豊順徳志・村には、地理的に二堡（或いは二県）に跨がるため、二堡（或いは二県）に両属することが明らかである二個の村[22]を除き、複数堡に所属する村についての言及が全く無い。これは、村の堡への帰属基準を、村が地理的にどの堡の堡域内にあるかに求めていることを示唆しよう。[23] 第四に、村民の基準については、明示的な記述はないが、外敵防御に重きを置いていることと、第三・四節で紹介する南海県のそれとの対比とから、現居住地主義的基準に依拠していると推測される。

第二節　南海県の里長戸の地理的分布

筆者は、珠江デルタの図甲制に関する数本の論考を発表してきた（注(5)、参照）。しかし、図内構成員の地理的分布については、史料の制約もあり、従来は検討できなかった。本節では、南海県における図内里長戸の分布を検討することによって、清代図甲制における問題点を提示し、南海県の図甲制と村との関連を探る糸口としたい。

明初の施行当初において、里甲制＝図甲制が担うべきとされたものは、担役・納糧、外敵防御・治安維持、等々の地域社会の種々の諸課題であった。そして、これら諸課題の実行には、図内構成員が一定程度地理的に近接している必要があることは言うを待たないであろう。[24]

さて、第三節で言及する南海県甘蔗村蒲姓は、永楽二二年（一四二四）に沙凡堡第十図に参入した。この時のことを記した咸豊五年（一八五五）の記事は、該図参入によって「甲を排ねて互ひに聯なれり。（中略）井里となれば益々相ひ守望せり」と述べる。また、本節で次に紹介する、順治十二年（一六五五）に新設された南海県雲津堡第二二図は、新設時作成の「開図合同」の前言で、「衆等の居は里を連ぬるに属す」と言い、第十五条で「本図の十甲、居址相ひ連なる」と言う。いずれも、その実態とは別に（後者の実態については、後段を参照）、図内構成員は近接しているべきとの理念が存在することを示唆しよう。それでは、清代南海県の実態はどうであったろうか。[25]

清代に入ると、珠江デルタでは図が増設される。ここでは、順治十二年に設置された南海県雲津堡第二二図につき、その里長戸の地理的分布を検討する（史料については、表2、参照）。[26] なお、本図の特徴として、第一・三・六・七・八・九・十甲の各里長戸が複数の姓氏によって構成されていること、すなわち、図の運営に関わる姓氏が多数であることを指摘できる。また、「首名」とは、ひとつの里長戸を共有する複数姓氏の中の代表姓氏の意味である。本図の里長戸名ないし首名と、その連絡先村名を整理したものが表2であり、さらに表2のB・Eに示される連絡先村名を地図上に示したのが図2である。[27] 図2のうち、少なくとも①逕辺、(a)雲路（西樵山に在り）、[28] (e)黎涌、(f)黄岡は、同治『南海県志』所載の雲津堡図を見るかぎり、雲津堡の堡域外に在る。

前に紹介した「開図合同」の言とは異なり、図2から、順治十二年当時でも、里長戸・首名の間の距離が、最も遠い場合には、直線距離で十キロあることがわかる（大沙～逕辺）。時代が下り、Eの時点になると、分布がさらに分散的になり、その間の距離も遠くなっていることがわかる。かような地理的分布からすれば、本図が有する機能は、当初より、税糧の徴収・納入にほぼ単一化しており、地理的近接によって可能となる外敵防御等の種々の日

表2　南海県雲津堡第二十二図の里長戸名と地理的分布

	A：立合同人	B：首名とその村	C・D	E：里長戸名とその村	F・G
一甲	鍾鄧劉	①逕辺の鄧家	鍾鄧劉	鍾鄧劉　(a)雲路村	鍾鄧劉
二甲	霍祖文	②〔大岸〕	霍祖文	霍祖文　(b)〔大岸〕	霍祖文
三甲	羅秦区	③山根の区・簡両家	羅衆理	羅衆理　(c)山頂、(d)山脚、(e)黎涌、(f)黄岡	羅　信
四甲	張祖徳	④〔上莘郷村→上新村〕	張祖徳	張祖徳　(g)上莘郷村→上新村	張祖徳
五甲	程祐新	⑤〔林村〕	程祐新	程祐新　(h)儒林村→儒林里	程祐新
六甲	梁何同	⑥萃村→上新村の梁家	梁何潘	梁何潘　（不明）	梁有餘
七甲	陳運昌・楊梁成・周羅何	⑦林村の陳家	陳運昌	陳運昌　(i)王候岡→王侯廟、(j)林村	陳運昌
八甲	潘和張	⑧雲滘の潘家	潘和張	潘張陳　(k)百滘郷＝雲滘	潘　徳
九甲	区劉葉	⑨大沙の区・劉二家	区劉葉	区劉葉　(l)大沙、(m)杜滘、(n)白沙滘	劉道崇
十甲	潘梁霍	⑩大良の潘家	潘梁霍	潘梁霍　(o)莘村→上新村	潘梁霍

出所：

A　順治12年（1655）、「開図」時の里長戸ないし「首名」（出所：順治12年に作成され、知県の押印がある「開図合同」。『明清仏山碑刻文献経済資料』頁二八〇～二八五、所収。原載は、石湾《太原霍氏崇本堂族譜》。なお、本族譜の編纂・刊行時期は不明。広東省中山図書館歴史文献部編印『館蔵広東族譜目録』一九八六年、にも未収録の族譜である。原史料は、筆者未見）

B　順治12年（1655）、「開図」時の「首名」連絡先村名（出所：Aと同じ）。〔　〕内は推定による里長戸の連絡先村名。

C・D　康熙36年（1697）および康熙51年（1712）の里長戸名ないし首名（出所：「均卯挨甲合同」及び「罰欠糧例合同」。『明清仏山碑刻文献経済資料』頁四四四～四四九、所収。原載は、石湾《太原霍氏崇本堂族譜》）

E　時期不明の里長戸名とその連絡先村名（複数姓氏の場合は、「首名」のみの連絡先か、複数姓氏すべての連絡先か不明である）。「開図合同」を上記族譜に掲載する時に付された前文に記載されている。戸名の変化から、DとFの間と推測。なお、里長戸の連絡先村名は、上記『資料』では（　）内に記載されている。上記『資料』巻頭の「編輯説明」は、（　）を原史料に脱漏があった場合に、文脈に則って補充した文字を示すものとするが、ここでは原史料の割注を示すものと思われる（出所：Aと同じ）

F　咸豊4年（1854）時点の里長戸名（出所：同治『南海県志』巻六・経政畧、図甲表）

G　宣統2年（1910）時点の里長戸名（出所：宣統『南海県志』巻七・経政畧、図甲表）

（注）

②・(b)はAの史料より推定。④は(g)より推定。ただし、上莘郷村＝上莘村＝上新村と推定。　⑤は表3より推定。　⑥萃村は莘村の誤記、莘村＝上新村と推定。(h)儒林村は儒林里と推定。　(i)王候岡は王侯岡の誤記、王侯岡＝王侯廟と推定。　(m)社滘は杜滘の誤記と推定。　(o)莘村＝新村＝上新村と推定。　③山根、⑩大良、(c)山頂、(d)山脚、(n)白沙滘、等の地点は不明。

図２　南海県雲津堡第二十二図の里長戸の地理的分布（付：移住関係図）

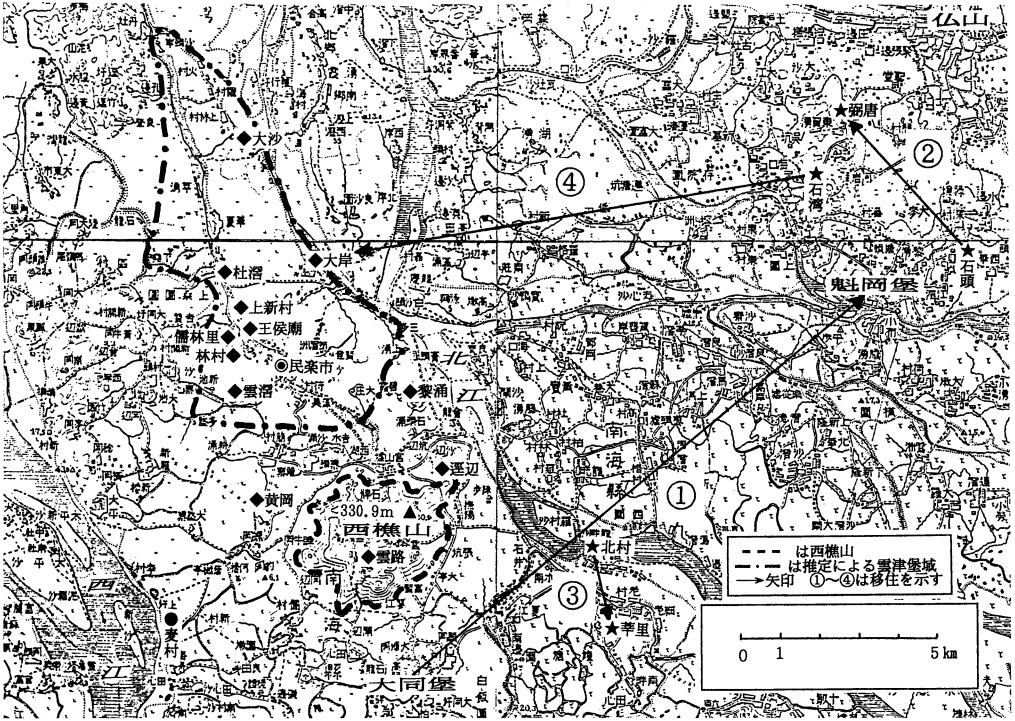

出所：昭和18年発行の十万分の一地図に加工して縮小
（注）　雲津堡域の推定は、同治『南海県志』の雲津堡図に基づく。

常的共同活動は、一図全体としてはほとんど期待できなかったと推測される。一例のみからではあるが、他の増設図についても、あてはまる可能性があろう。また、既設の図についても、絶戸となった里長戸を補充する際に、新規参入の里長戸が、他の里長戸と地理的に近接していないこともありえよう。これらの点については、第四節で再考したい。

第三節　南海県の村と堡

南海県の場合、順徳県のごとく、「堡・村」体系の目的等に具体的に言及する史料は、管見ではない。ただし、宣統志・都堡[29]が、村の堡への帰属基準を、つまり村の行政村に関わる側面を検討するに足る材料を提供している（以下、本節は宣統志・都堡に基づく）。さて、宣統志は、「都堡」と銘打つものの、実際には、まず県を捕属・九江主簿・六巡検司に八分している。次にこれら各々に所属する堡を掲示し（表1、参照）、それから各堡ごとに「関係する村」を掲示するという形式になっている。各堡に「関係する村」は、掲示の仕方によって、①次の②・③との対比で、本稿が正規の段と呼ぶ箇所に掲示される村、②その文頭が「又」の語で始まるので、本稿が「又」の段と呼ぶ箇所に掲示される村、③改行後の「按語」中で言及される村、以上の三種類に分けられる。このうち、③は①・②に対する補充、ないしは補足説明であるから、主要には①と②とに分けることができる。[30]

しかし、①と②とに分類する基準については、全く説明がない。ただし、①には、例えばA堡の条において、「B堡に兼ねらる」「B堡に跨がる」等の割注を施された村もある。また、②・③には、例えばA堡の条において、「B堡に属す。惟だ地はA堡に在り」（或いは「籍はB堡に属す。惟だ地はA堡に在り」）等の注釈を施された村

がある。そこで、以上の注釈を利用して、分類の基準を推測し、南海県が想定している村の概念を考察することにしたい。注釈を付された村のうち、移動・移住に関係するものは、情報量が比較的多いので、これらを利用して考察することにしよう。

◆事例1　魁岡堡所在の岡頭村（堡域および巡検司域を越えた県内移住。図2の矢印①）

魁岡堡の条の按語が言及する村に、岡頭村がある。すなわち、「按ずるに、采訪冊に、（中略）又た村ありて岡頭と曰ふ。主簿属の大同堡よりここに遷れり。地は魁岡堡に属すも、籍は大同堡に仍る」と。整理すると、ア岡頭村は、地理的には魁岡堡に在る、イ岡頭村の住民は大同堡から移住してきた者（姓氏不明なので某姓と呼ぶ）で、某姓の「籍」は依然として大同堡に属している。ウ岡頭村は魁岡堡の正規の段には計上されていない、となる。[31] ここから、岡頭村は魁岡堡の堡域内に在るにもかかわらず、それが正規の段に計上されない理由は、某姓の「籍」が依然として大同堡所属であることに求められよう。また、ここに登場する「籍」について、さしあたり、その内容が移住に伴って移住元から移住先へと自動的には変わらないもの、すなわち、移住に伴ってその内容が自動的に変わる現居住地主義的なものではないこと、これを指摘できよう。

◆事例2　張槎堡の石頭村（堡域および巡検司域を越えた県内移住。図2の矢印②）。

張槎堡の条は、正規の段に、弼唐村など計十八の村名を掲示した後、次の按語を付す。すなわち、「道光志に村有りて石頭と曰ふ。蓋し、深村堡の石頭村の霍族に、国初に当たりし時に、張槎堡の弼唐村に遷りし者有りて、都図堡甲に因りて皆な石頭と書くがゆゑに亦た石頭と名づくに因らん」と。なお、石頭村は張槎堡の条の正規の段に計上されていない。

これは、道光志は、張槎堡の村として石頭村を計上したが、宣統志では石頭村を計上しない理由を述べたものである。すなわち、清初に、深村堡の石頭村から張槎堡の弼唐村へ移住した霍姓がいる。[32] 霍姓は、移住後も、〝自己の村名〟を、「都図堡甲」に基づいて石頭村と書いていた。このため、道光志は、石頭村を張槎堡の村に計上してしまったのである、と。つまり、石頭村とは、霍姓が深村堡に居住していた時の村であり、張槎堡とは無縁な村であるから、正規の段に計上する必要がないとするのである。ここから、さしあたり、移住した姓氏（この場合霍姓）には、現在居住している村（この場合弼唐村）と、自己の「都図堡甲」[33] との関係で定まる村（この場合移住元の石頭村）との二種類の村があることが判明しよう。

◆事例3　沙頭堡の莘里（堡域内移住。[34] 図2の矢印③）

沙頭堡には六個の「大郷」（北村、沙涌など）がある。そして、各大郷は母集落以外に、数個の「小村」を有している。さて、大郷のひとつとして北村が計上されている。北村は母集落以外に、陳教北里、陳教南里、莘里の三小村を有す。このうち、莘里には割注が付されており、〈地は沙涌に在り。惟だ何氏は北村よりここに遷るがゆゑに仍ほ北村に属す〉とある。

沙涌も大郷であり、八個の小村を有す。ただし、沙涌の小村として、莘里は計上されていない。また、他の大郷の小村としても計上されていない。つまり、莘里が帰属している大郷は北村のみであると考えられる。他の大郷から莘里へ移住した姓氏があれば、何姓と同様に、その大郷の小村として計上される可能性が大きいから、これは、莘里の住民の大部分が、北村から移住した何姓であることを推測させよう。[35]

ところで、同治志の沙頭堡図を見ると、沙頭堡の多くの小村は、母集落から離れた所に分布している。したがっ

て、小村とは、母集落の周囲に開発可能地が無くなったため、母集落の一部住民が移住して形成した小集落と推測される。また、堡のひとつ下の下部単位を村と考えるなら、沙頭堡では大郷が村に相当し、小村は前述した村の下部単位の坊に相当することになろう。

さて、割注の〈地は沙涌に在り〉という表現は、莘里という集落が、地理的には、沙涌大郷の〝郷域〟（他堡ならば、村域となろう）に在ることを意味する。[36] しかし、莘里に居住する何姓は北村大郷から移住した人々であるので、莘里も北村大郷に所属する、と言う。これは堡域内移住であり、これによって形成された集落（或いはその住民）が、どの堡に帰属するかは、ここでは問題とされていない。問題とされているのは、どの大郷（他堡ならば村）に帰属するかである。そして、事例3から、ある大郷に属する姓氏が、他の〝郷域〟に移住して集落を形成した場合、該集落（或いは該姓氏）は依然として元の大郷に属することがあること、これを指摘できよう。なお、事例3では言及されていないが、事例1・2から考えるなら、莘里が北村大郷に属すのは、検討を保留している「籍」、或いは「都図堡甲」に関係すると推測されよう。

保留している「籍」「都図堡甲」について、まず、後者から検討していこう。『許舒博士所輯・広東宗族契拠彙録（上・下）』を見ると、民国期のものではあるが、広東省政府財政庁が発行した断売契紙が収載されており、そこに売主の「某都某図某堡某甲某戸丁」を記入する欄が印刷されている。[37] 収載されている実際の記入例では、このうちの都・図・甲・戸丁の部分だけが記入されており、堡の部分は記入されていない。これは、実例がすべて東莞県のものであり、該県には堡という行政区画が設定されていないためである。ただし、甲の欄に記入されているのは、図甲制の甲についての序数詞であり、保甲制の甲のそれではない。ここから、「都図堡甲」の語が指示するも

のは、図甲制における所属表示であることが判明しよう。なお、図甲制における実際の序次は、都・図・堡・甲ではなく、都・堡・図・甲の順であることを確認しておきたい。(38)

一方、「籍」については、事例1で指摘したように、ここに言う「籍」は、明らかに現居住地主義的なものではない。したがって、通常、「原籍」「本籍」等と呼ばれる本籍地主義の「籍貫」がこれに該当しよう。(39) 同治六年刊・民国十三年重刊『(南海県)潘式典堂族譜』は、巻一・凡例で、該族の「籍貫・戸口」を各房ごとに掲示することを表明し、巻二にこれを記載する。例えば、長房内の三個の小房について、その居住地が〔河清堡河清村の〕東表坊であることを示した後に、「主簿属河清堡三十二図一甲の潘永盛戸に編入せらる」とある。つまり、「籍貫」の内容が、「都堡図甲」(主簿属は都の代替)で表示されていることが判明しよう(なお「戸口」は潘永盛戸である)。また、宣統南海志・巻二六・雑録(三葉表〜裏)は、里甲制を基礎とする(すなわち本籍地主義による)「順治五年題准」の「編審戸口」規定(40)について案語を付し、「戸の籍〔貫〕は、都堡図甲に分かつ」と述べる。以上より、清末南海県の「籍」=「籍貫」について、その内容表示には、少なくとも図甲制体系の都(或いは巡検司等)・堡・図・甲が含まれていることが判明しよう。

ところで、不動産売買の契拠を見ると、売主の所属表示について、例えば、「立明断売山地契人簡応福係南海県五斗口司魁岡堡河宕郷人氏壱百零四図九甲民籍」(嘉慶二二年作成)(41)と、巡検司(=都の代替)・堡・図・甲及び籍別に加えて、村名を表示するものがある。図甲制上の所属は、不動産売買に伴う過割に必要なものであるが、村名をも書きこむのは何故であろうか。(42)

光緒三三年刊『南海甘蕉蒲氏家譜(不分巻)』(香港大学馮平山図書館、及び広東省中山図書館蔵)によれば、甘

蕉村の蒲姓は、洪武二年（一三六九）に甘蕉村へ移住して定着した。そして、永楽二二年（一四二四）に県衙門に赴いて、図甲制上における戸を開き、籍貫を定めた。これを、咸豊五年（一八五五）の執筆に係る「甘蕉蒲氏三世楽善祖伝」は次のように記す。「爰に永楽甲辰の二十二年、蒲鏡興を以て戸を南海〔県〕甘蕉〔村〕に開き、籍は三江〔巡検〕司沙凡堡の十図十甲に逮べり」。なお、蒲鏡興戸は里長戸として設定されたと考えられる。[43] ここで注目したいのは、戸を開設する場所についても言及し、これを甘蕉村としたことを記している点である。[44] これは、たとえ都（或いは巡検司）・堡・図・甲の所属が決まっても、それだけでは蒲鏡興戸＝蒲姓の居住地を地理的に特定できないことと関係すると思われる。とりわけ蒲鏡興戸が里長戸であるならば、担役・納糧義務遂行との関係から、国家や里内の各里長戸に対して、蒲姓の居住地を明示する必要があろう。また、同様に、その居住地を随意に変更することはできないであろう。[45] つまり、蒲姓にとって、甘蕉村とは、たんなる居住地ではなく、担役・納糧義務上の責任所在地である。このように、図甲制上の戸（とりわけ里長戸）の責任所在地として設定された村を指して、以下、本籍村と呼ぶことにしたい。[46] そして、籍貫が図甲制と連関する点と、図甲制の順調な運営には里長戸の本籍村明示が必要である点とを考えあわせるなら、籍貫の内容として、都・堡・図・甲のみならず、本籍村をも含める必要があろう。この点を、節を改めて考察しよう。

第四節　南海県の村と図甲制

まず、事例4を検討しよう。これは、地理的には単一の堡の堡域内に在る一個の村が、複数の堡に所属している現象の一例である。[47]

◆事例4　南海県林村（二堡に両属する村）

百滘堡の条の正規の段は林村をあげ、〈両堡に跨がる〉との割注を付す。また、雲津堡の正規の段も林村をあげる（割注は無し）。つまり、林村は二堡に両属しているのである。ここで、同治志の百滘堡図と雲津堡南図とを対照すると、林村は、雲津堡南図において、雲津堡の堡域内と見做しうる地点に図示されており、地理的には雲津堡の堡域内に在ると判断できる。[48] ところで、光緒『桑園囲志』巻二・図説、百滘・雲津堡基分図（四四葉表～四七葉表）は、桑園囲の「大囲」（堤防）のうち、百滘堡と雲津堡が「歳修」（毎年冬季の補修）を行なうべき基段について、これをさらに細分し、各基主業戸ごとの責任基段を図示している。[49] そして、林村付近の基段については、各基主業戸名とその責任基段の長さとを、例えば「雲津堡林村郷程祐新基五十九丈九尺」（林村郷＝林村である）のごとく示している。これら基主業戸名と、各々の図甲制上の所属とをまとめたのが表3である。表3の中の陳運昌戸と程祐新戸とは表2にも登場する。ここで、第二節において「連絡先の村」と呼んだものは、第三節での考察を踏まえれば、本籍村と呼ぶことができよう。そして、表3に整理した各基主業戸に冠せられている村名も、本籍村と思われる。なお、雲津堡南図で「林村」と記されている地点の周囲には、「程祠」「黎祠」「陳祠」「梁祠」が記されており、この四姓の林村居住を示唆している。[50]

さて、陳運昌戸の籍貫上の堡は雲津堡であり、その本籍村は林村である。潘致忠戸の堡は百滘堡であり、その本籍村は林村である。つまり、林村は、異なる堡に所属する潘姓と陳姓の双方の本籍村となっている。ここで、雲津・百滘の両堡は、ともに林村を正規の段に計上するが、林村は地理的には雲津堡の堡域内に在る。したがって、林村が百滘堡の正規の段に計上される理由は、籍貫上、百滘堡の図甲に所属する姓氏（この場合潘姓）が林村を本籍

村としていることに求められよう。以上より、各堡の正規の段は、籍貫上、自堡の図甲に所属している姓氏の本籍村を計上したもの、つまり、各堡の本籍村一覧表である、と言えよう。また、村の堡への帰属基準が、地理的要素ではないことも改めて判明しよう。(51)

ここから、「又」の段に計上されている村については、ア自堡の本籍村の坊（とくに小村）のうち、他堡の堡域内に在るもの、イ自堡の堡域内に在るが、他堡の本籍村であるもの、もしくは他堡の本籍村の坊であるもの、ウ蛋民の停泊地、等と整理できる。このうち、アやイの坊及びウは、南海県の制度的基準に厳密に照らせば、村とは呼べないであろう。また、アについては全てが計上されているわけではない。(52)

ここで、事例1～3を再考すれば、事例1の岡頭村が魁岡堡の正規の段に計上されないのは、某姓の本籍村が大同堡属の某村となっているからであろう。(53) 事例2の霍姓の本籍村は深村堡の石頭村であり、霍姓は、張槎堡弼唐村に居住してはいるが、籍貫上は、張槎堡にも、弼唐村にも属していないことになる。事例3の莘里は、何姓の本籍村が北村大郷だからであろう。

表3　南海県林村の里長戸とその所属堡

A　基主業戸に関する記述	B　基主業戸の図甲制上の所属
雲津堡林村郷程祐新基	程祐新は雲津堡22図5甲の総戸
雲津堡林村郷林世挙基	不明
雲津堡林村郷梁餘慶基	梁餘慶は雲津堡48図7甲の総戸(1)
雲津堡林村郷杜　開基	不明
雲津堡林村郷黎子邦基	不明
雲津堡林村郷陳運昌基	陳運昌は雲津堡22図7甲の総戸
百滘堡林村郷潘致忠基	潘致忠は百滘堡12図5甲の総戸

出所：Aは光緒『桑園囲志』巻二・図説、百滘・雲津堡基分図。
Bは同治『南海県志』巻六・図甲表；宣統『南海県志』巻七・経政署、図甲表；民国『続桑園囲志』巻八・起科。

注1：同治『南海県志』巻六・経政署、図甲表、および宣統『南海県志』巻七・経政署、図甲表では、雲津堡48図7甲の総戸名は馮名標。光緒『桑園囲志』巻八・起科、所載の図甲一覧には、雲津堡48図は掲載されていない。民国『続桑園囲志』巻八・起科、所載の図甲一覧に至って、雲津堡48図7甲の総戸として梁餘慶戸が登場する。

以上より、第一に、南海県の村について、次のように整理できよう。ある集落（或いは集落群。以下、同じ）が村となっているのは、[54] 該集落を本籍村とする姓氏が少なくとも一つ以上あるからである。[55] そして、該村がいずれの堡へ帰属するかは、該姓氏がどの堡の図甲に所属しているかによって決まる（林村のように複数の堡に帰属する場合もある）。したがって、もしある集落に、該集落を本籍村と設定する姓氏がひとつも存在しないなら（例えば、自己の本籍村を離れて移住してきた者ばかりなら）、該集落は村たりえず、堡には直接帰属しない。籍貫上における該集落の位置付けは、該集落住民の本籍村の坊（とりわけ小村）となる。該集落が村として独立し、堡に直接帰属するには、該集落を本籍村と設定する姓氏が登場することが必要である。[56] ただし、この場合でも、本籍村を設定した姓氏以外にとっては、該集落は依然として本籍村ではない、と。

第二に、南海県の「堡・村」体系は、主として図甲制を補完する役割を担っていた、と推測される。現時点での仮説を以下に述べておこう。明初より、図甲制を運営するうえで、国家側が里長戸の本籍村を把握することは不可欠であったろう。しかし、明代以降における開発・移住の結果であろうが、清代以降について、次の二点を指摘できよう。すなわち、ア宣統南海志・都堡の正規の段には、複数の堡に属する本籍村が多数存在する。これは、各堡にとって、自堡属の里長戸（清末には対国家責任を直接負う子戸も含まれる）の一部が堡域外に在ることを意味する。[57] これと第二節での検討とを考えあわせるなら、図内里長戸の地理的分布は時代を下るにつれ分散的となったと推測できる点。また、イ堡域外移住による坊・小村の増加（事例1・2）、また堡域内移住による坊・小村の増加（事例3）から、里長戸を有する各姓氏内においては、族人の居住分布が分散的となったと推測できる点、である。以上は、各図、さらに各甲構成員間の地理的近接性を喪失させ、各々の内部における共同性と連帯責任の解体を促

すひとつの大きな要因となろう。事実、遅くとも清中葉以降、図内・甲内における税糧徴収は滞り、これに伴って県側の里長戸への督促は激化し、また、図・甲の解体が進展していった。[58] このため、国家側が里長戸を個別に且つ直接に把握する必要性は高まったであろう。そして南海県の場合は、順徳県とは異なり、村の把握を、従来通り、税糧徴収の確保＝図甲制の補完との関連で考えていたのではなかろうか。[59]

結びにかえて

本稿では、南海・順徳両県の統治体系のひとつである「堡・村」体系の内容、及び該体系中の村の概念内容が、相違することを明らかにした。従来、隣り合う県の国家的諸制度を検討しようとする場合、一方の事象や概念内容を他方にも当てはめてしまう傾向が、筆者自身にも存在したが、今後は大きな戒めとすべきであろう。ただし、南海県の場合、県側が村を図甲制との関連で考えていたからといって、村そのものに外敵防御等の共同性が全く無いとは言えない。この点を含め、両県の集落や村の実際をより突き詰めていくとともに、両県の「堡・村」体系が相違してくる要因を検討することが今後の課題となろう。

注

(1) 中村治兵衛「中国聚落史研究の回顧と展望」(唐代史研究会編集・発行『中国聚落史の研究』一九八〇年、所収)。濱島敦俊氏も、江南デルタについて、この点に論及している。濱島敦俊「明清時代、江南農村の「社」と土地廟」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢(下)』汲古書院、一九九〇年、所収)、とくに注(13)、参照。なお、研究文献の副題は適宜省略する。

（2）黄建新・羅一星「論明清時期仏山城市経済的発展」（『明清広東社会経済研究』広東人民出版社、一九八七年、所収）。デルタ周縁部たる香港新界地区については、長期実地調査と文書資料解読とによって、示唆に富む視点と成果とが発表されている。Hugh D. R. Baker, *Chinese Family and Kinship*, Columbia U. P., 1979. とくに Chapter 6。James Hayes, *The Rural Communities of Hong Kong*, Oxford U. P., 1983. とくに Chapter 15。David Faure, *The Structure of Chinese Rural Society*, Oxford U. P., 1986. 瀬川昌久『中国人の村落と宗族』（弘文堂、一九九一年）、等。

（3）アヘン戦争時期の珠江デルタにおける抗英闘争の研究では、社学が注目されている。夏井春喜「広東抗英闘争」（『講座中国近現代史・第一巻』東京大学出版会、一九七八年、所収）は、先行研究をふまえて、社学を構成する下部単位として郷や村に言及するが、その実体については検討を加えていない。これは、史料的制約によるものであり、実地調査が必要な所以である。なお、本稿では社学については言及できなかった。

（4）濱島敦俊・片山剛・高橋正『華中・南デルタ農村実地調査報告書』（大阪大学文学部紀要、第三十四巻、一九九四年。以下、『報告書』と略す）第二部、参照。

（5）黄建新・羅一星、注（2）前掲論文は、正統年間における仏山堡の「村堡組織」（＝「堡・村」体系）から「舖区制度」への移行を述べる。すなわち、村を外敵防御の基本単位とする体制から、仏山村という大村（大集落群）を中核に、その周囲の十五村を吸収して、基本単位を堡レヴェルにあげ、外敵防御をより強力に行なう体制へ移行した、と。ただし「村堡組織」そのものの実態は不明である。なお、「堡・村」体系のうち、都には都域がある。都レヴェルに行政官はいなかったが、南海県では、明初より、都域にほぼ相当する地理的範囲に巡検司が設定され、巡検がその範囲を管轄した。しかし、どの程度下部単位を掌握しえたかは未詳である。堡には堡域があるが、堡レヴェルに行政官はいない。清末に至り、堡正などを民間から選出させるようになったが、それ以前には堡レヴェルを束ねる役割の者は、一部の堡を除き、存在しなかった。順徳県では、乾隆二年（一七三七）に、県域を県丞、典史、及び四巡検に分属させる、「県・巡検司等・堡・村」の体系（「六属」）が始まった。ただし、光緒末年に区制が導入され、「県・区・村」体系＝区制に変わった。（康熙『南海県志』巻二・建置略、咸豊順徳志・堡、民国順徳志・分区）。

また、「堡・村」体系と並行して、徭役・税糧を科派するための図甲制体系が存在した。図甲制については、拙稿

「清末広東省珠江デルタの図甲表とそれをめぐる諸問題」（『史学雑誌』九一編四号、一九八二年）、仝「清代広東省珠江デルタの図甲制について」（『東洋学報』六三巻三・四合併号、一九八二年）、仝「清末広東省珠江デルタにおける図甲制の諸矛盾とその改革（南海県）」（『海南史学』二一号、一九八三年）。仝「清末広東省珠江デルタにおける図甲制の諸矛盾とその改革（順徳県・香山県）」（『中国近代史研究』四集、一九八四年）、参照。

（6）この概念規定以外に、「村」が用いられる場合は、注意を促すことにする。

（7）乾隆『仏山忠義郷志』巻一・郷域志、舗社、及び道光『南海県志』巻六・輿地畧、都堡。

（8）村を郷と言い換える表現は、宣統南海志・都堡に数箇所登場する。また、民国順徳志・巻三・建置略二、「祠廟」では、多数の神廟が「在某々郷」という形式で列挙されている。これら郷名は、民国順徳志・分区に所掲の村名と完全に照応する。同様の作業を、同治南海志・巻五・建置畧二、「祠廟」と、宣統南海志・都堡との間で行なっても、ほぼ同じ結果となる（同治南海志には「都堡」の項がないので、宣統志と対照した）。族譜に見られる郷名も、村名に照応している。以上から、清末の南海・順徳両県の地方志・族譜では、村を郷と言い換えることは普遍的と考えられる。以下、「郷」が村を指す場合には、とくに断らずに村に言い換える。

（9）大村の場合には、村と坊との間に、「舗」（仏山の場合）、「埠」（龍山の場合。舗・埠は、他堡の村レヴェルに相当する）、或いは「約」などがある。約は、社・坊、社・坊と村の間、村、村と堡の間、堡、堡と県の間、等々と設立されるレヴェルが多様である。約についての考察は後日に期したい。

（10）本稿では、たんなる人家の集合ではなく、近接する人家の間に地縁的社会結合が認められるもののうちの最小単位を指して集落と呼ぶことにする。

（11）この四単位に冠せられている「村」は、集落に冠せられる名辞と思われるが、そのこと自体が必ずしも自明のものとはなっていないので、とりあえず四単位とした。

（12）香港大学馮平山図書館蔵。これは四九年抄本を、六二年に加筆した抄本。

（13）香港新界地区について、D. Faure、注(2)前掲書、Chapter 1、及び瀬川昌久、注(2)前掲書、第三章第一節、参照。

（14）咸豊・民国の両順徳志では、村の下部単位を指示する語として、坊が用いられている。前述した煙橋村の「鎮北坊」も、村に対して一定の自立性をもつ集落の可能性があるが、未詳である。なお、馬滘村は、霞村独立後、霞村をその

間に狭む三個の集落＝坊によって構成されることになった。村を構成する諸集落の配置例のひとつとなろう。

(15) ただし、集落全体の大社と、集落内の各姓氏ごとの小社とがある場合は、レヴェルの異なる二社に帰属することがある（『報告書』頁三三七）。なお、土地公には多種多様な土地公があるが、集落全体の土地公はひとつのようである。

(16) 民国『龍山郷志』巻一・輿地畧一は、各埠ごとに、所在する里巷の名と社名とを列挙する。例えば、鳳塘埠には、亨美坊と廟前坊があり、また、亨美社と廟前社がある。この場合は、坊と社とが一対一で対応している。しかし、他の里巷と社とは、必ずしも一対一に対応していない。前述したように、複数の巷で一坊となることもあるので、厳密な対応関係を探るのは、文献史料からは困難である。なお、一社当りの人家数について言及する史料は、いずれも古制を述べるにすぎない。実際には人家数との間に厳密な照応はなかったと思われる。

(17) 咸豊『順徳県志』巻三・輿地畧、村、古楼堡の条、按語（六葉表）。

(18) ここでの「戸籍」とは、現居住地主義に基づいて作成される戸口に関する帳簿の意味であり、保甲冊或いは煙戸冊を指すであろう。

(19) 洪水時の緊急防水活動（「搶救」）において、集落民が社に結集し、これを拝んだ後に活動を開始する事例を聞いた（『報告書』頁三六四～三六五）。なお、人家が集住していても、そこに定着民と呼ぶべき者がおらず、自発的組織化が行なわれないために、社が築かれないまま四九年に至った事例がある（『報告書』頁四〇五～四〇六、参照）。また、村レヴェルでは、神廟がこの役割を果たすと思われる。詳細は省くが、民国『順徳県志』巻一・輿地略、風俗は、「郷ごとに必ず神廟有り。これを郷主廟と謂ふ」とある。郷＝村であり、示唆する所の多い史料である。

(20) これは順徳県の体系であり、南海県について明らかにできるのは「県・都・堡・村」までである。なお、民国『順徳県志』巻三・建置略二、団局公約、按語（十一葉表）は、乾隆時に郷＝村に公約を作らせ保正を選出させたことを述べる。したがって、村が保甲制の保レヴェルに相当することがわかる。

(21) 清末の順徳県における全県レヴェルの外敵防御・治安維持体制をめぐる諸問題については、西川喜久子「順徳団練総局の成立」（『紀要（東大東洋文化研究所）』一〇五冊、一九八八年）、参照。

(22) 勒樓堡と黄連堡に両属する扶閭村と、黎村堡と番禺県に両属する烏州村とがこれである。

(23) 複数の坊・社から成る村の場合、その組合せへの県側の干与を示す史料は、管見では見当らない。なお、順徳県では、

光緒十年に「聯防辦団」の便宜から、県域を「十団」に分けた（これが光緒末年の「区制」に引き継がれる）。この時、都や堡には分断されたものがあったが、村には分断されたものはなかったらしい（民国順徳志・分区、五葉裏）。

（24）さしあたり、鶴見尚弘「明代における郷村支配」（『岩波講座・世界歴史』第十二巻、一九七一年、所収）参照。

（25）順治『九江郷志』巻二・古蹟、「曰四区」、及び民国『龍山郷志』巻一・輿地畧一、疆域は、いずれもその詳細は不明であるが、九江・龍山両堡の原設図が地理的近接性を考慮して編成されていた可能性を示唆している。

（26）第二甲の霍姓は、大江堡の石湾から大岸村に移住してきた（図2の矢印④）。移住時期は特定できないが、洪武十四年から順治の間である（表2A所掲の史料）。第八甲の潘姓は、明初に河清堡から雲滘村へ移住してきた（民国十三年重修『（南海）潘式典堂族譜』）。なお、本図の設置経緯から窺える諸問題は、準備中の別稿で論じる予定。

（27）複数姓氏から成る里長戸の場合、その担役・納糧責任の所在が分散していると、図の運営に不便なので、これを一本化して、その代表姓氏（＝首名）とその居住村を明示することになった。なお、単一姓氏から成る里長戸の場合も、同様に、その居住村を国家及び他甲に対して明示していると考えられる。かような里長戸或いは首名が居住している村を、第四節での検討まで、さしあたり、「連絡先の村」と呼ぶことにする。

（28）③山根、(c)山頂、(d)山脚も西樵山に在ると思われる。なお、本図は民楽市を会合場所としている。

（29）康熙志（巻一・輿地略、堡村）と道光志（巻六・輿地略二、都堡）も、村名を掲示するが、村の堡への帰属基準を推測させる材料を欠く。乾隆志は筆者未見。なお、同治志及び宣統志所載の各堡図は、村の地理的所在を確認する上で有用である。

（30）「又」の段に掲示されている村については、各堡との関係の内容を、個別に検討する必要があろう。しかし、各堡の正規の段に計上されている村は、各堡に正規に所属する村と考えて差支えないと思われる。

（31）大同堡から魁岡堡まで、直線距離で十五キロある。なお、大同堡の条は、岡頭村を、正規と「又」のいずれの段にも計上していない。

（32）深村堡の正規の段には、石頭村が計上されている。光緒二八年刊『（南海県）石頭霍氏族譜』によると、乾隆乙亥（二〇年＝一七五五）以降、弼唐村でも霍姓の祠堂が数座建てられている。ただし、同治志および宣統志の図甲表によると、霍姓は張槎堡属の図甲の総戸を有していない。なお、同治志の張槎堡図を見ると、弼唐村の箇所に「龐祠」が図

示されており、霍姓以外に、少なくとも龐姓が居住していたことがわかる。

(33) 「都図堡甲」の語を、「都図」（＝図甲制）および「堡甲」（＝保甲制）を指すと解釈すべきか、それとも、「都堡図甲」と順序を替えて図甲制のみを指すと解釈すべきかが問題となろう。この点は、後論する。

(34) 沙頭堡の条は「萃里」とする。しかし、同治志の沙頭堡図および図2は「莘里」とする。また、仝条は、同堡石江大郷所属の小村として「萃村」をあげるが、これも諸地図は「莘村」とする。本稿では、「萃」は「莘」の誤記と考えておく。

(35) 母集落たる北村から莘里まで、直線距離で一・五キロほどである。図2、参照。また、同治志の沙頭堡図では、莘里に最も近い大郷は沙涌であり、沙涌大郷の一小村たる沙地が莘里に近接している。

(36) 村域、及び社域・坊域については、一節を設けて考察する予定であったが、紙幅の関係もあり、別の機会に譲る。

(37) 東大東洋文化研究所東洋学文献センター叢刊第四九・五四輯、一九八七・八八年。なお、清末光緒年間に広東布政使が発行した断売契紙も収載されているが、売主の所属表示欄は「某都某図某甲」となっている。

(38) 民国『（南海県）仏山忠義郷志』巻四・賦税志、図甲、按語は、周礼・太宰の都鄙の説（鄙＝圖と考える）等を引いた後に、「都図堡甲」に言及する。そして、「都図」「堡甲」は昔の制度であり、明以降の現行制度たる図甲制は、都・堡・図・甲という序次であることを述べる。

(39) 『清国行政法』第二巻第一編第一章・戸籍、参照。咸豊順徳志・巻三・輿地畧、図は、「出仕・応考の籍貫は焉（＝図甲制上の所属）に因る」と述べるから、この他に、少なくとも、民籍・軍籍等の籍別が含まれよう。

(40) この規定は『大清会典則例』からの引用であるが、内容から判断すると、清初の里甲制復活に係る規定と考えられる。松本善海「清代」（『支那地方自治発達史』所収）頁一四〇～一四三、参照。なお、案語は、図は都鄙の鄙にちなみ、堡は郷里の里にちなむとの解釈を提示して、都堡図甲の表示は、元来は地理的所在を示すためのものであったとの解釈を提示する。

(41) 咸豊四年抄本『（南海県）黄氏族譜』広東省中山図書館蔵。この場合、図甲制上の所属「戸」を表示していない。しかし、一甲が同族より成り、総戸＝里長戸が族内の税糧を統括している場合には、所属「戸」を明示しなくとも、甲名のみで足りる。

(42) なお、都・堡・図・甲を一切書かず、村名のみを書く契拠も存在する。かような契拠は、過割に用いることを想定せずに作成されたものと思われる。拙稿「『許舒博士所輯・広東宗族契拠彙録』（上・下）を読んで」『センター通信』（東大東洋文化研究所東洋学文献センター）三一号、一九九一年、参照。

(43) この点は、蒲鏡興戸開設に至る経緯から推測できる。詳細は別稿を準備中。なお、蒲鏡興戸は、宣統志・巻七・経政畧、図甲表に、沙凡堡第十図第十甲の総戸として記載されている。

(44) なお、咸豊年間における時代状況（本籍村明示の必要性増大）の影響を受けて、村名を掲示した可能性もあろう。

(45) 里甲制のもつ原籍主義的特質については、さしあたり、松本善海「明代」（『支那地方自治発達史』所収）、参照。

(46) 族譜の書名には、村名を記載するものがある。その多くは該同族の本籍村を明示したものである。

(47) 理滘村は、南海県溶洲堡と順徳県葛岸堡に両属する。これは県境上に在る村であり、順徳県側が採用する地理的帰属基準によって両属していると思われる。

(48) 林村が百滘堡の〝飛び地〟である可能性を完全には否定できないが、管見では、他村を含めて、〝飛び地〟を示唆する史料は見あたらない。

(49) 桑園囲、大囲、基主業戸等については、拙稿「珠江デルタ桑園囲の構造と治水組織」（『紀要（東大東洋文化研究所）』第一二一冊、一九九三年）、参照。

(50) 表2のEの王侯岡は、宣統南海志・都堡、雲津堡の正規の段に計上されている村である。場所としては、林村に近接して図示されている「王侯廟」と思われる。順治十二年以後、陳姓には林村から王侯岡へ移住した支派ができたため、もしくは林村の一坊であった王侯岡が村として独立したため、本籍村が二箇所になったと思われる。程祠は林村と儒林里の中間に在る。表2のEでは、程祐新戸の連絡先村名は、儒林村になっているが、儒林村は、宣統志に至るも、雲津堡の村としてあげられていない。程祠が、林村と儒林里の中間に在ることから、林村の一坊であった儒林里が昇格して儒林村になった可能性と、坊である儒林里を誤って儒林村と書いた可能性とが考えられる。

　なお、「林村」と図示された地点の官山涌を狭んだ対岸には「潘祠」が記されている。ただし、これが表3の潘致忠戸に関係する祠堂かどうかは未詳。

(51) 宣統南海志・都堡に掲示されている村のうち、地理的所在と籍貫（籍貫と推定される記述を含む）とに関する注釈が

付されているもの全てを調べた結果、地理的には自堡に在るが、籍が他堡に属している村は、正規の段にひとつも計上されていないことが判明する。ただし、下豊華堡のみ例外であり、該堡の条の按語がこの点に言及する。

(52) 各堡の正規の段で、「某々堡に兼ねらる」等の割注を付されている村は、多くは林村と同様の事情によると思われる。ただし、A堡の正規の段で、「B堡に兼ねらる」との割注が付されている村の中には、B堡の正規の段に（時に「又」の段にも）計上されていないものがある。これは、B堡の本籍村の坊、とくに小村であるためと推測される。

(53) 岡頭村は、大同堡の某村の一坊（とくに小村）と位置付けることができよう。この意味で、南海県の村の基準に妥当しない。岡頭に冠せられている村の字は、集落を意味する名辞であろうか。

(54) 南海県の場合、ある村が集落群である場合、複数の集落が結合する契機を、行政的人為の側面から考えるべきか、それとも自生的側面から考えるべきか、目下、成案を得ていない。ただし、順徳県や仏山の事例からすれば、外敵防御等における自生的な結合契機に注意する必要があろう。

(55) 本籍村の設定は、かつては里長戸＝総戸のみが行なっていたと思われる。しかし、図・甲の解体に伴い、国家に対して直接納糧する甲首戸＝子戸がでてくれば、子戸も本籍村を設定するようになると思われる。

(56) ある姓氏が、現居住地の集落（すでに他姓の本籍村となっている場合もあろう）を、自己の本籍村とする条件を明らかにするには、別途の考察が必要であり、これは後日に期したい。

(57) 例えば、雲津堡の本籍村のうち、最遠と思われる村は、海舟堡域に在る麦村である。図2、参照。

(58) さしあたり、拙稿、注(5)前掲の八三・八四年論文、及び西川喜久子、注(21)前掲論文、参照。

(59) これは、「堡・村」体系が保甲制の役割を有することまで否定したわけではない。自堡の本籍村以外の、地理的に自堡に所在する集落（例えば、岡頭村など）を把握していることは、これを示唆しよう。

付記……本稿は、平成六年度科学研究費補助金一般研究(c)「珠江デルタ開発史と地域社会の形成・展開」課題番号〇六六一〇三四二による研究成果の一部である。

（文学部助教授）